

船舶事故調査報告書

平成31年1月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年5月2日 15時45分ごろ
発生場所	神奈川県平塚市馬入橋上流（相模川） 茅ヶ崎港南防波堤灯台から真方位317° 2.2海里付近 （概位 北緯35° 20.4′ 東経139° 22.1′）
事故の概要	水上オートバイライズは、遊走中、船長が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年5月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ ライズ、5トン未満（長さ2.85m）
船舶番号、船舶所有者等	235-51913神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 水象：水上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、馬入橋上流を遊走中、船長が、約30～40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で左に急旋回したところ、遠心力で身体を支えることができなくなり、右足をフットレストに残して上半身から右舷側に落水した。 船長は、右足首を骨折した。 船長は、緩やかに大きく旋回すれば身体を支えることができたと思つた。
分析	本船は、遊走中、船長が、約30～40km/hの速力で左に急旋回したことから、遠心力で身体を支えることができなくなり、右足をフットレストに残して上半身から右舷側に落水し、船長が負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、遊走中、船長が、30～40km/hの速力で左に急旋回したため、遠心力で身体を支えることができなくなり、右足をフットレストに残して上半身から右舷側に落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイで旋回する際は、内傾させるとともに遠心力で乗船者が振り落とされない速度とすること。